

障がい児・者サービスの 制度改正について



障害者自立支援法および児童福祉法の改正に伴い、4月から障がい児のサービスが一部変更されました。変更内容をお知らせするとともに、障がいのある方へのサービスをお知らせします。

問障がい福祉課 ☎428

改正の内容

障害者自立支援法におけるサービスであった「児童デイサービス」が児童福祉法におけるサービスとして「児童発達支援」「放課後等デイサービス」に移行されました。
※これまで障がい児の通所施設（児童デイサービスを除く）の利用申請は、児童相談所で行っていましたが、今年度から市に申請し、市で決定することになりました。なお、障がい児の入所施設の申請は、従来どおり児童相談所で行います。

児童福祉法のサービス(通所のみ)

- ①児童発達支援
児童発達支援センターなどの施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
- ②医療型児童発達支援
肢体不自由のある児童に対して、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関などで、児童発達支援および医療を行います。
- ③放課後等デイサービス
学校に通っている障がい児に対して、放課後や休業日に

児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

- ④保育所等訪問支援
保育所や幼稚園などに通う障がい児について、その施設を訪問し、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

サービスの利用方法

- 障がい福祉課へ申請。
- 児童の状況調査を実施。
※必要に応じてご自宅に伺います。
- 支給決定(利用できる時間、日数など決定)。
- サービスを提供する事業所との契約。
- サービスの利用開始。
- ①居宅介護(ホームヘルプ)
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
 - ②重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅

で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

- ③同行援護
視覚障がいのある方の外出時に同行し、情報提供や移動の支援を行います。
- ④行動援護
自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ⑤重度障害者等包括支援
介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
- ⑥短期入所(ショートステイ)
自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間(夜間も含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- ⑦生活介護
常に介護を必要とする方に、昼間、排せつ、食事の介護などを行います。
- ⑧自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑨就労移行支援
企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要

サービスの利用方法

障がい福祉課へ申請。

障害程度区分認定調査を実施。
※必要に応じてご自宅に伺います。

①〜⑦のサービスを利用する方は、障害程度区分認定審査会で障害程度区分を決定。
※区分によっては使えないサービスもあります。

障害程度区分認定後または⑧〜⑩のサービスを利用する方の支給決定(利用できる時間、日数などを決定)。

サービスを提供する事業所との契約。

サービスの利用開始。

サービスの利用には障がい者手帳が交付されていることや費用負担が必要となるものもありますので、詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

「存在しすぎるか？」消費生活相談

消費生活センターは安心して暮らしのために、消費者を支援しています。

身に覚えの無い請求を受けて困ったことはありませんか

消費生活センターは身近な相談窓口です

対応します。

「パソコンや携帯電話で、知らない相手から請求のメールが来た」「以前、利用したサイトから、思いがけない高額請求を受けた」「物干し竿の巡回販売を呼び止めて竿を買おうとしたら、巡回でアナウンスしていた金額とはけた違いの料金を請求された」など、訪問販売や通信販売などで、このような請求を受けて困った経験はありませんか。

相談は、面談または電話で行っています。消費生活上で少しでも心配なことがありますしたら、お気軽にご相談ください。

身近な相談事例は、広報やしおの「くらしの豆知識」(11ページ)に毎月掲載しています。

消費生活相談をご活用ください

消費者側が悪くないのに泣き寝入りをする事になったり、事業者からの高額請求にあきらめて応じてしまったなど、消費生活上でお困りのことについて、専門の相談員が

- 借金、債務関係
- 商品のレンタルリースや借家・借地

平成23年度相談内訳

【相談数】
男性148件、女性114件、合計262件

【主な相談内容】
○パソコンや携帯電話などから閲覧できる情報に関するこ

消費者トラブルから高齢者を守ろう!

相談者のうち、60歳以上の方が3割を超えています。消費者トラブルに遭わないように、誰もが安心・安全な生活を送るために講演会を開催しますので、ご参加ください。

- 回 8月21日(火) 午後2時~3時30分
- 場 八潮メセナ集会室
- 対 市内在住・在勤の方
- 内 消費者トラブルの予防や高齢者を被害から守るためのポイントをお話します。
- 講 師 成島峰子さん(消費生活相談員)
- 定 50人(当日先着順)
- 費 無料
- 問 健康増進課(☎995-3381~3)または各地域包括支援センター

